

添付法令資料 3 :

外国為替活動の報告に関する 2019 年 1 月 7 日付インドネシア中央銀行規則

No.21/2/PBI/2019 (目次)

同年 3 月 1 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条)
第 2 章	外国為替の報告の範囲 (第 2 条)
第 3 章	報告の提出及び報告の訂正 (第 3 条ないし第 10 条)
第 4 章	監督 (第 11 条及び第 12 条)
第 5 章	行政制裁 (第 13 条ないし第 16 条)
第 6 章	不可抗力 (第 17 条)
第 7 章	雑則 (第 18 条ないし第 20 条)
第 8 章	終則 (第 21 条ないし第 24 条)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所